

めていくと答弁した。

また、他の代表質問では、高額医薬品「オブジーポ（一般名＝ニボルマブ）」などの公的医療保険財政に与える影響を懸念する声が、関連質問や一般質問でも相次いだ。これに対し答弁では、薬剤費の適正化が急務であるとし、高額な薬価のあり方について中医協の判断機能を飛躍的に高める必要性を指摘した。また、薬価の引下げや医薬品によっては適応の限定を絞る考えはあるが、医薬品を保険外にすることは考えていない。医療保険財政を立て直す手段は他にもあり、まずは公費を増やし保険料率の公平化などに取り組むことが優先と述べた。

個人質問では、藤原秀俊道医副会長が「警察活動

に協力する医師の部会について」と題して、全国組織化に向けての日医の取り組みや進捗状況を質した。答弁では、都道府県によって対応への温度差があり、全国組織化にはまだ時間が必要との考えを示し、警察庁への十分な予算確保の要望を初めとした折衝を継続していくとのことであったが、一向に進んでいない印象を受けた。

全体を通じて、大きな混乱も無く議事は予定より早めに終了したが、医師会の組織強化、医療費適正化計画、新専門医制度など新執行部には多くの課題を抱えた船出となった。執行部には多岐にわたる課題への連携強化と行動力に期待し、北の大地からエールを送りたい。

お知らせ

日医医賠償保険制度運営に関する変更について

◇医業経営・福利厚生部◇

◇医療安全・医事法制部◇

このたび日本医師会では、表題の運営に関しまして、本年7月1日より下記のとおり補償拡充を行うことになりました。本件につきましては、日本医師会より会員への情報提供として、①日医online（平成28年5月20日）に補償の概要を掲載、②日医ホームページ（メンバーズルーム）に「解説」を掲載、③日医ニュース（7月5日号）に補償拡充内容を掲載しておりますので、各位におかれましてはご参照くださいますようお願いいたします。

記

1. 補償拡充の内容

「産業医・学校医等の医師活動賠償責任補償」の追加

- (1) 補償の概要
産業医・学校医等の医師活動（職務）において、医療行為以外の活動に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 対象者
日医A会員（減免会員については医賠償保険加入会員）
- (3) 対象となる活動（職務）
法令によって定められた以下の職務
①産業医 ②健康管理医 ③学校医 ④保育所等児童福祉法に定める嘱託医
- (4) 補償の限度額
1事故1億円、保険期間中3億円（免責金額はなし）

2. 開始時期 平成28年7月1日

3. その他

補償の拡充に伴う会費（掛金）の変更はありません。

4. 問合せ先 北海道医師会 総務課 TEL (011) 231-1434
事業第一課 TEL (011) 231-7661